

杉並区子ども・若者と子育て家庭を対象とした実態調査について

区では、子ども・若者と子育て家庭を対象とした実態調査を今年度実施します。

1 調査の目的

区では教育、生活、保護者の就労支援及び経済的な支援等の子どもの貧困対策に資する取組について、その取組の成果や子どもの実態を把握するため、令和5年度に18歳までの子どもと保護者を対象に調査を行いました。

こうした中、令和5年度に施行されたこども基本法において「こども」とは、心身の発達過程にある者と定義されました。近年、子どもの生活上の困難が青年期まで引き続くこともあり、19歳以降の生活実態を把握することが必要となっています。

このため、将来の子育て世帯となる層も含めて生活状況を把握し、施策検討に活用する観点から、今年度は19歳から39歳までを対象に含め、調査を行います。

2 調査概要

(1) 調査対象・件数

杉並区在住の下記①～⑤の区民を対象とし、調査区域は杉並区全域とします。

対象者	年齢ごとの 標本数	年齢範囲	件数
① 満1歳～18歳の子どもの保護者	500人	18年	9,000件
② 小学校4年生～6年生	500人	3年	1,500件
③ 中学校1年生～3年生	500人	3年	1,500件
④ 高校生等	500人	3年	1,500件
⑤ 19歳～39歳	500人	21年	10,500件
合 計			24,000件

(2) 調査手法

- 令和8年7月1日時点での住民基本台帳からの無作為抽出とします。

(参考：令和8年4月1日現在)

○1歳～18歳人口：71,873人

〔未就学児22,165人、小学生24,954人（低学年12,381人、高学年12,573人）
中学生12,230人、高校生年齢12,524人、〕

○19～39歳人口：177,174人

- アンケート調査票を郵送し、回答の利便性の向上を図るため、回答方法は、WEB又は郵送とします。

(3) 調査項目

上記(1)の①～④を対象とした調査は、前回の項目を基本とし、経年比較をするとともに、新たに子どもの居場所に関する項目など、今後の施策に活用する項目を設定します。

今回新たに調査対象とする⑤19歳～39歳については、他区の調査項目を参考に、生活に関する項目などを設定し、今後の施策に活用します。

3 今後のスケジュール(予定)

令和8年	8月下旬	対象世帯へ調査票を郵送
	10月上旬	調査票提出締め切り
	12月下旬	速報値受領
令和9年	3月	調査結果報告

○杉並区独自調査項目案(小学生用)(一例)

ルビ、注釈については、ここでは省略して記載しています。

子どもの権利について、おたずねします

杉並区は、「すべての子どもが、権利の主体として尊重され、安心して暮らすことができる地域社会」を目指して「杉並区子どもの権利に関する条例」を定めました。

問 あなたは、「杉並区子どもの権利に関する条例」を知っていますか。

(あてはまる番号1つに○)

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 内容をくわしく知っている | 3 名前だけ聞いたことがある |
| 2 内容について少し知っている | 4 聞いたことがない・知らない |

問 「杉並区子どもの権利相談・救済窓口」が令和7年9月にできました。(なにかもやもやする…、誰かに話をきいてほしい…などどんなことでも相談できます。)あなたは「杉並区子どもの権利相談・救済窓口」を知っていますか。

- | | |
|-------------|---------------|
| 1 よく知っている | 3 名前は聞いたことがある |
| 2 だいたい知っている | 4 知らない |

問 上記で1～3と回答された方にうかがいます。相談は電話、メール、LINE、WEBフォーム、窓口、手紙で受け付けています。あなたは「杉並区子どもの権利相談・救済窓口」を利用したことがありますか。

- | | | |
|-------------|-------------|---------|
| 1 利用したことがある | 2 利用したことはない | 3 わからない |
|-------------|-------------|---------|